

## 岐阜県建設人材育成企業登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者及び建設関連業者を県が登録・認定し、幅広く広報することにより、その取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着の促進を図ることを目的とする「岐阜県建設人材育成企業登録制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、建設業者とは、建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)

第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者のうち、岐阜県内に本店を置くものをいう。

2 この要綱において、建設関連業者とは、岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等業務)に登載されている者のうち、建設関連業務(測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務)を行う岐阜県内に本店を置くものをいう。

### (登録基準)

第3条 県は、次の全ての事項に取り組むことを宣言した建設業者及び建設関連業者を登録する。ただし、過去において法令に違反した重大な事実があるとき、その他登録を受けるとして適当でないと県が認める建設業者及び建設関連業者については登録しない。

- (1) 労働環境の整備、処遇の改善
- (2) 将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- (3) 魅力ある建設現場等の環境づくり

### (届出)

第4条 前条の登録を受けようとする建設業者及び建設関連業者(以下「届出者」という。)

は、別に県の指定する登録届出の募集期間内に、「岐阜県建設人材育成企業登録届出書」(様式第1号)(以下「届出書」という。)を県に届け出なければならない。

### (登録)

第5条 県は、届出者が、登録基準を満たすと認められる場合は、当該届出者を「岐阜県建設人材育成企業」(以下「登録企業」という。)として登録する。

- 2 県は、前項の規定により登録することとした場合は、その旨を届出者に通知するとともに、登録企業名等について、広く周知を図るものとする。
- 3 登録の有効期間は、登録日から3年を経過する日の属する年の12月31日までとする。
- 4 有効期間満了後に引き続き登録を受けようとする登録企業は、登録の有効期間満了日

の属する年度において、別に県の指定する期間内に県に届出書を提出しなければならない。県は、登録基準を満たすと認められる場合には引き続き登録企業として登録するものとし、その場合の登録の有効期間は第3項の規定に関わらず、直前の登録の有効期間満了日の翌日から3年間とする。

(優良登録企業の認定)

第6条 県は、登録企業のうち、取り組み状況が優良と認められるものを「ぎふ建設人材育成リーディング企業」(以下「リーディング企業」という。)として認定する。

2 前項に規定する認定の評価は、別表「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定評価項目一覧表」による。

3 別表の認定評価項目の達成状況に応じて、以下の3つのランクにより認定するものとする。

(1) ゴールドランク 評価項目についての達成状況が非常に優秀な業者

(2) シルバーランク 評価項目についての達成状況が優秀な業者

(3) ブロンズランク 評価項目についての達成状況が優良な業者

(認定の申請)

第7条 前条の認定を受けようとする登録企業は、別に県が指定する期間内に、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定申請書」(様式第2号)(以下「申請書」という。)を県に提出しなければならない。

(認定の審査等)

第8条 県は、前条の規定による認定の申請があったときは、認定評価項目に基づき、認定の可否及び認定ランクを審査し、結果を通知するものとする。この場合において、審査の結果認定され、当該認定の通知日以前に登録のみを受けている登録企業については、第4条に規定する届出書の提出があったものとみなし、再度登録をすることとし、その旨を併せて通知するものとする。

2 県は、リーディング企業に認定した場合は、認定証を交付するとともに、建設業者名又は建設関連業者名、取り組み内容等について、広く周知を図るものとする。

3 認定の有効期間は、第1項に定める通知の日から通知日における登録の有効期間満了日までとする。

4 有効期間満了後に引き続き認定を受けようとするリーディング企業は、認定の有効期間満了日の属する年度において、別に県の指定する期間内に県に申請書を提出しなければならない。県は、第1項に準じ審査及び結果を通知するものとし、その場合の認定の有効期間は第3項の規定に関わらず、直前の認定の有効期間満了日の翌日から3年間とする。

(認定ランクの変更)

第9条 リーディング企業が、認定の有効期間内において、さらに上位のランクでの認定を希望する場合、別に県が指定する期間内に、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定ランク変更申請書」(様式第3号)により、県に申請することができる。

2 県は、第1項の規定による申請があったときは、認定評価項目に基づき、認定ランクを審査し、結果を通知するものとする。この場合において、審査の結果認定ランクの変更があったリーディング企業については、第4条に規定する届出書の提出があったものとみなし、再度登録をすることとし、その旨を併せて通知するものとする。

3 審査の結果認定ランクの変更があった場合の認定の有効期間は、第2項に定める通知の日から通知日における登録の有効期間満了日までとする。

(変更の届出)

第10条 登録企業又はリーディング企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、「岐阜県建設人材育成企業登録・認定変更届出書」(様式第4号)により、速やかに県に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 所在地

(登録・認定の辞退)

第11条 登録企業又はリーディング企業は、登録基準を満たさなくなったとき、もしくは登録又は認定の継続の意思を失ったときは、「岐阜県建設人材育成企業登録・認定辞退届出書」(様式第5号)を速やかに県に提出しなければならない。

(登録・認定の取消)

第12条 県は、登録企業又はリーディング企業が次のいずれかに該当するときは、登録又は認定を取り消すことができる。

- (1) 登録の届出又は認定の申請において、提出された書類に重大な虚偽の記載があったことが判明したとき
- (2) 新たに法令違反の事実が判明し、登録基準を満たさないことが明らかとなったとき
- (3) その他、登録又は認定の継続が適当でないことが明らかとなるとき

2 県は、前項の規定により登録又は認定の取消を行う場合は、その旨を当該建設業者又は建設関連業者へ通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、制度の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。